

宮崎事務官殿

優二第一三四號

昭和二十五年二月二十四日



群島地方優員優務處理部 謹啟

引 廣 優 員 局
第二優員局 優務處理部長

群島丸事件に關する朝鮮人の要請に
對しての應酬を茲についで

首題の件に關し在群島朝鮮人代表
出された要請書が別紙第一の通り海上保安部から富部に移送された。
依つてこれに對する別紙第二の回答資料を送致するから然るべく取計の
たい。

進て

一 現地朝鮮人側との應酬は既送付の簡達文書に準據し得るものの外
過度に深入りすることを避け特に慎重を期せられると共に要する場合は

は成るべく速に交渉を東京へ移床せしめる如く指導相成りたい。

二 舞鶴海上保安本部 舞鶴市及び同警察署等現地の関係各等とも所定の連絡を保持せられたい念の爲。

三 海上保安廳次長には別紙第三の通り回答を送付済である。

別紙

第一	保衛部第五十四號
第二	朝鮮人代表宛 同答
第三	復二第一三三號

篇各一派

（篇送付先 海上保安廳次長）

（終）

（別紙第二）

保衛部第五十四號

昭和二十五年二月二十四日

厚生省第二復員局淺務處理部長殿

海上保安廳次長

沈没船丸の沈没時における真相並びに
 溺死者の處理について

磯記について舞鶴海上保安本部長より別紙の通り安請があつたか本件は眞部において處理せられるを適當と怠ねれるから現地舞鶴在任朝鮮人代表に對し何分の回答方御配慮願ひたい。

（終）



海警第八一號

昭和二十五年二月七日

海上保安廳警備救難部長 敬

洋商海上保安本部 長

沈没船片島丸の沈没時における真田並に溺死者の處理について

片島丸は一九四五平八月二十四日洋商船内佐波真沖に沈没上船甲板遺物を一部残して全没中であるが本船沈没但置は東海への入出港水路中央に當り航行船舶の障害となるので此れが除去について従来より要請し來り今般富地飯野サルベージが大飯町に依頼により本船の引揚作業を申請して二月二日附許可となつたものである。

さて本船引揚げに當り沈没當時の乗客が明洋人であつた為明洋人團體において當時より遺難の真相及び遺難者の取扱等について種々不審の念を持

ち今同引作舞踊給に當つても又同様の残念を持って居り二月一日附を以つて現地舞臺在任朝鮮人代表より加此一の如き長附管の提出を見たものである。

本沈没事件については種々諱としてハ聞して居るが官本部としては事件の真相として報告出来る資料は何れもなく未明的には當時の救助作業等に關與した者が一二あるが全般的には把握出来ず因却して居る次第にて舊地役員局殘務處理部の言によれば本件處理については一道難直佐府島丸の所轄たる舊大嶺留備府設置部員が來嶺處理の上舊嶺武官に報告した旨であるから現任は厚生第二復興局に引繼がれ其の資料がある旨」といふ事であつた。

前記按請書について官本部としては一地方的局所の問題として處理する事は全面的解決とはならないので一應中央において然るべき相手一全國在住朝鮮人代表又は韓國代表一と一府島丸引移けに伴う遺難者の處理について打合せ了解を得られたる倭兵の王旨に依り現地に於て解決して行きたる所仔

である。

従つて官本部としても此の際本件の真相を把握し朝鮮人の残念を一掃したく前記朝鮮人代表との接交渉に前記第二復興局の資料につき左記事項等調査多用中恐縮であるが至急御意見を承りたい。

向本件處理方針については歐野サルベージと打合せ遺骨等の取扱い等については舟車に致したいと思ふが引移開始前に全遺骨を接收する等は相當の經費を伴うので此の費用については國際的に微妙な關係もあり國家經費を考慮するのが至急ではないかと思料するので此の點も併せて御配慮願いたす。

記

一府島丸が金山向け航行中何故に舞臺に入港したかについて

二遺難原因について（自爆との説あり）

三當時の船長名及び現住所について

四便乗者名簿及び員數内容等について

其救助作業の経過概要について
八通船隊時における朝鮮代表との交渉経過概要について
七通船隊時における結果について



要

論

警

浮島丸沈没の真相調査並に遺死者の遺骨處理依頼に關して

一九四五年八月二十四日、神戶灣近海に於いて沈没した浮島丸は戦時中
日本帝國主義者がその戦時目的遂行の爲に、強制徴用し青森縣大湊元海
要港の施設工事に使役した朝鮮人労働者並にその家族等八十數百名一富
乗船者の證言による「數字」を添せて同大湊港を出港、釜山港に向う途中、
埋田不明の僻處奇港を計り入港途中に燐破沈没したものであります。同
船の沈没と同時に溺死した朝鮮人の可憐なる人々の遺骨も幾星霜の間、潮干
の潮にさらされたそのまゝになつてゐるのが現状であります。然るに日本
政府並に關係當局は、この事に關する何等の対策をも持たぬばかりか、近
來には同船隊に「暴行」を仕掛け、そのまゝに破滅しようとする事一に對する
許可までも出してゐるのが實狀であります。

以上の事實は民主憲法の字句を飾りに、口で民主主義をとをえる日本政府
が如何に帝國主義的暴行をそのまゝに内包してゐるかを物語つてゐるの

みであり、當然日本國民の最大課題とする日本の平和問題にも影響する重大な事であり、國際的な問題である事は明らかなであります。此の事の處理方策は吾々三千万朝鮮人民は勿論の事、全人民の關心する所であり、特に露鮮協定に在任する全朝鮮人民は憤慨にたえず、左の諸事項を要請する次第でありますから、日本政府および關係當局においても、これが即時實行に誠意ある努力並に御盡力下さるよう要請します。

安請事項

- 一、船体の水中撮影、船長からの總取り、乗客著名者の公表および生死別紙字の公表をする事
- 一、遺骨を拾ひ掛け慰靈塔を建設すると共に慰靈祭を行う事
- 一、石の事を行わぬ前には船体に異常を來たさぬこと

右要請します

一九五〇年二月一日

在露朝鮮人代表

代表

露領海上保安本部長 敬

(別紙第二)

在露朝鮮人代表

敬

引揚後援機關役員局
第一役員局業務處理部長

浮島丸事件の真相並びに遺難者遺骨處理に關する要請書について

昭和二十五年二月一日附貴局から露領海上保安本部長宛に提出された首題要請書は海上保安部から當部に移轉を受けました。

御來旨の遺難者に對しては全く同情に溢れますが、海軍がこの事件に對し人道的に且つ誠意を盡して普救して來た詳細な記録が當部に保存されて居り又これを引揚ぎました當部としても全く同一の方針を以て目下其の處理を進めて居るのであります。御申出の主筋に根本的な異所もあるやに

見受けられますので一應左記の通り回答致します。

記

一、要請書の主文について

昭和二十年八月二十四日洋島丸が津島港内に於て沈没し多数の乗客が遭難したと及び溺死者の一部の遺体が同港内に示現埋の儘今日迄放置されて居る旨であること、此の二點は眞實であると認められるけれどもその他は全面的に眞實無誤であり、單に各個人の存託をその眞實へられたに過ぎないものと認められます。その主要な點のみを列挙すれば次の通りであります。

(1) 乗客者八千二百名と謂ふ數字について

當部が四ヶ年有餘に亘る周密な調査の結果乗客者名簿に登錄し得た員数は三、七三五名であります。外に正式の乗客手續を経ること無く所謂不法乗船した者が若干めつた模様ですが其の眞數、氏名は移転後當明証人聯盟側が責任を以て調査することを約したに拘らず未済の儘今

日に至つて居ります。當部としては一應名簿外乗客者は二〇〇名乃至三〇〇名程度であらうとの推定（相當の根拠を有す）の下に諸般の準備を進めて居ります。従つて明証側に於てもその遺六千二百名と稱し又は八千二百名と主張されるならば是非其の明確にして責任ある根拠を提示されることを希望いたします。その提示がない限り洋島丸沈没當時の溺死者が幾千名であつたとの貴殿の言ひ分を當部は絶対に容認することは出来ません。

(2) 洋島丸の津島港が埋田不明とある點について

其の埋田は明確であります。

即ち連合軍最高司令官から連合軍進駐に伴う對日本政府要求事項の又督告第三において昭和二十年八月二十四日午後六時以降日本全船舶の航行が禁止せられ又海上に於る船舶は米國太平洋艦隊司令長官の命する取締りの範圍に入泊すべき旨規定されて居りました。これに基づいて舊日本海軍省は航行中の船舶に對しその航行を命令したから洋島

丸も之に従ひ拜領に入附したことが明白であります。

以日本政府が本件の處理について何等の對策を持たぬとの點について
舊海軍省から第二役員官を経て第二役員局殘務處理部に至る迄日本政
府機關としては終始一貫した方針と對策を堅持して参つて居ります。
即ち便乗者の輸送は舊海軍省が朝鮮人に寄せた特別な好意の取計いで
り、且つ遭難の原因は全く不可抗力でありますから舊海軍省としては當
時何等の責任も義務もないものと判斷されたけれども人道的考慮に基
いて日本國法の計す限りに於いて遭難者に對し特別な利便な措置を採る
ことに決定したのであります。

而して本件の解決に對する朝鮮側との折衝は昭和二十年十二月上旬か
ら同二十一年三月上旬迄約半年の長きに亘り當時の朝鮮人聯盟と第
二役員官との間に進行せられた結果我々としては多額の弔慰金を準備
し遺骨と共に之を聯盟側に引渡すために努力致しました。然るに聯盟
代表は遭難者の員數に關し我々の誠意あり且つ責任ある名簿を提出し

獨自の責任において調査を實施するからそれが終了する迄解決を猶ほ
ありたい旨を申出でて來ました。

我が方はその申出を信じ連絡を待つこと實に約四年に及びました。
此の間富部としても成し得る限りの努力を盡してその真相究明に便乗者
名簿の完壁を期して参りました。

一方朝鮮人聯盟は昨十月日本國法に依り解散を命ぜられたもので
富部としては交渉の相手を失うに至りました。

然れども富部としてはこれ以上本件の處理を延滞せしめたくない爲昨
冬以來諸般の準備を進め、各關係官を中央に集合せしめた上内地人の
別の遭難難有に對する場合と同様の處理方針を以て自主的に具體的な
案を決定致したのであります。

三 交渉の経緯について

交渉の趣旨は十分了解し又同盟家の發達に心から敬意を表する次第で
ありますので誠意を以て努力は致しますけれども諸般の事由によつて調

安室の全部を充足することは出来ませんが、次の各項を儘時としは補
神に於て實意に合するものとして御了承相成るものと信じます。

(1) 遺骨の調査並びに處理について
迎く遺體を盡し慎重に學に取扱うことは勿論、法規に従つて支那可能
な範圍については支拂をなし得るよう處理を進めて居ります。

(2) 祭葬者名簿の公表について
名簿のみならず事件の真相も公示する運動は既に整つて居ります。然
し各種の機微な政治情勢への影響もあると察せられるから當部として
は其の公表は日中の何分の指示を俟つて決定致したいと存じます。

又非公式なものは當部並に到しては既に名簿の寫を手交した關係もあり
要求者の性格、權威に應じてその一部分の内覧、提示を行つても別に
差支ないものと認めて居ります。

(3) 慰靈祭の施行と慰靈台の建設について
日中の内意に基き目としては實行出来ないうことになつて居ります。

但し坑地の宗教團體又は朝鮮人側等に於いて自由意志に依りば施され
ることには異議ありません。

(4) 其の他
處理要領の細目が洋島地方復興機務處理部長宛に指示してありますか
ら同部に直接御連絡を希望します。

三 今後の朝鮮側との折衝について
日本政府の各機關が公的に第三國と交渉することは日中から禁止され
て居りますので當部から積極的に折衝を求めることもその方法もありま
せんから若し該部の自主的な處理方針に對し朝鮮側に於いて賛成がある
場合は責任ある代表から日中及び外務省を通じて所要の要求が提起され
なければならぬものと懸念いたして居ります。

然し乍ら今回の貴族の要求の如く非公式なものと認められた場合は從來
我方が朝鮮人團體からの交渉に應じた趣旨と在成に於て必要な應答を
致す所存であります。此の場合も實万としては朝鮮民衆の相當の責任

める代りによられることを布達致します。

(5)

(別紙第三)

夏二第一三三號

昭和二十五年二月二十四日



海上保安總次長 殿

引揚援護課 夏二員局
第一夏二員局 業務處理部長

浮島丸沈没の真相並びに遭難者の處理
について

昭和二十五年二月二十四日附保安省第五十四號を以て移牒を受けた二月七日附海防第八十一號による首題の件了承しました。

追つて各問の浮説等に基づく誤解もあるようであるから左記を御含み置きの上善處相成るよう致したい。

なほ海防海上保安本部長には貴方から恐るべく傳達万取計わりたい。

一、本件経緯説明資料の提供並びに遺難者の遺骨処理等については総て第二
 復興局残務處理部の責任において之を進めるから、補遺事項は速かに當部
 へ移床されることを希望する。

二、「サルベージ」作業は朝鮮人側との折衝、遺骨處理問題等を組織される
 ことなく予定計畫通り進められても當部としては異存ない。
 但し「サルベージ」作業會社をして特に遺骨處理を眞真正正に取扱ひし
 めるような御指導を願たい。なかこれに關聯する具體的な現場の取扱は
 舞鶴地方復興局残務處理部と貴方出先機關及び會社側との直接協議によつ
 て進めることに致したい。

三、舞鶴海上保安本部長からの照會事項中第七號一、軍事裁判の結果について
 を除けば責任ある公的資料が當部に完備して居る。又第七號に關しても本
 件が言て軍事裁判において問題化した事例はなく、又裁判に取上げられる
 べき性質の事件ではないから了承めりたい。

四、本件に關して當部から積極的に朝鮮側に對し折衝を求める腹案は無い、
 何となれば日本政府機關が公的に第三國と直接交渉することは且々か
 ら禁止されているからである。

依つて當部の自主的な處理方針に對し朝鮮側に於て疑義を存する場合は
 責任ある代表から且々及び外務省を通じて公式に要求の提起があるもの
 として居る。

然し乍ら今回の現地朝鮮人代表からの要請の如く非公式と認められるも
 のであれば從來我方が朝鮮人聯盟と連絡した趣旨と程度に於ては必要
 な應酬をなす準備がある。

但し此の場合と雖も其の折衝相手は相當の責任ある代表であることを希
 望する。